

逆指値注文に関する説明書

日興イーजीトレード



商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

[目 次]

はじめに	1
1. 逆指値注文とは	4
（1）損失拡大を回避（ロスカット）したい場合	4
（2）利益を確定したい場合	4
（3）相場変動に追従したい場合	5
2. 逆指値注文の取扱い	6
（1）取引の種類	6
（2）対象有価証券	6
（3）対象金融商品取引所	6
（4）手数料等	6
（5）受渡し	6
（6）金額・数量による受託制限	6
（7）注文の有効期間	7
（8）実注文の取扱い	7
（9）引けのトリガー価格（引値・気配値含む）到達時の取扱い	7
（10）注文の失効	7
（11）株式約定通知メールの取扱い	7
3. 逆指値注文の注文方法	8
（1）注文の際の指示事項	8
（2）トリガー価格の指示方法	8
（3）逆指値注文の「取消」および「訂正」	8
4. 免責事項	9
（1）受託または執行に應じ得ない事由の発生による免責事項	9
（2）約定の不確実性による免責事項	9
（3）引けのトリガー価格（引値・気配値含む）到達による免責事項	9
（4）金融商品取引所の株価情報の配信および約定処理の遅延による免責事項	9
（5）逆指値注文の失効や有効期間の経過による免責事項	9
（6）その他の免責事項	10

はじめに

本説明書は、逆指値注文をご利用いただくにあたり、その概要、仕組み、リスク、留意すべき事項、当社との間の重要な取決めおよび免責事項等について記載したものです。

本説明書の記載内容を十分にご理解いただくとともに、お客様の投資方針や運用方針に照らして適切であると判断する場合に、お客様ご自身の判断と責任において逆指値注文をご利用くださいますようお願いいたします。

なお、本説明書に特段の定めがない事項については、証券取引約款によるものとします。

※以下、本文中において特に断りがない場合、逆指値注文に関する言及は日興イーリートレードで行う逆指値注文のことを指します。エクイティアドバイザー部で行う逆指値注文とは取引の種類、注文有効期間等ルールが異なりますのでご注意ください。

なお、日興イーリートレードで行う逆指値注文は、本（支）店・コンタクトセンター・エクイティアドバイザー部・てれトレではお取扱できません。

※本説明書内では、逆指値注文に関する用語を便宜上以下のとおり定義しております。

用語	用語の意味
トリガー価格	逆指値注文では、対象銘柄の株価等があらかじめお客様が指示した価格条件に到達した場合に直ちに金融商品取引所に注文が発注されますが、この価格条件を「トリガー価格」といいます。 トリガー価格到達の判断には、金融商品取引所が提示する「約定値段」のほか、「特別気配値段」、「連続気配値段」も含まれます。
実注文	対象銘柄の株価等がトリガー価格に到達した場合に、実際に金融商品取引所に発注される注文を「実注文」といいます。
通常注文	逆指値注文によらない注文を「通常注文」といいます。

1. 手数料等について

逆指値注文をご利用いただくにあたり、別途、特別な手数料等は発生いたしません。実注文の約定に対して、当社が定める所定の手数料等をお支払いいただきます。

当社が定める所定の手数料等につきましては、お客様へ別途交付する「上場有価証券等書面」または、日興イーリートレード信用取引をご利用の場合は「信用取引の契約締結前交付書面（インターネット取引）」をご確認ください。

2. 投資に関する一般的なリスク等について

国内上場有価証券等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況を含む）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）があります。

また、信用取引を行う場合は、対象となる有価証券の価格の変動を直接の原因として、損失の額がお客様の差入れた委託保証金の額を上回るおそれ（元本超過損リスク）があります。

なお、お客様の株式等のポジション（建玉を含む）の損失の拡大を防ぐ目的で逆指値注文をご利用した場合であっても、相場の急激な変動による元本欠損リスクや元本超過損リスクがあります。

3. 逆指値注文に関する留意事項について

（1）実注文による価格変動等

逆指値注文は、一般的に対象銘柄の相場の上昇に応じて買付けを行い、または相場の下落に応じて売付けを行うものです。

したがって、お客様が指示するトリガー価格に到達した結果として発注される実注文が、対象銘柄の価格の変動に影響を与えます。

お客様のお取引が金融商品取引法第159条「相場操縦行為の禁止」に抵触する行為とみなされることのないよう、適切な方法でご利用ください。

（2）約定の不確実性等

逆指値注文は、対象銘柄の株価等がトリガー価格に到達したことを条件として、直ちにお客様の指示する実注文が金融商品取引所に発注されますが、正常にシステムが稼働している場合においても、トリガー価格に到達した時点から当社が金融商品取引所に発注するまでの処理の都合上タイムラグが生じ得ます。

したがって、お客様が指示した実注文の価格が「成行」の場合は、予期しない水準で約定が成立してしまうリスクがあります。

また、トリガー価格に到達し実注文が発注されたとしても、金融商品取引所における売買状況等によっては、「出来ズ（不出来）」や「内出来」となる場合があります、必ずしも約定の成立を保証するものではありません。

（３）実注文による相場動向等

実注文が発注され約定が成立した以降の当該対象銘柄の相場動向等によっては、必ずしも逆指値注文が最適な投資結果をもたらすものではありません。

（４）インサイダー取引規制等の適用

逆指値注文は、通常の委託注文と同様に、対象銘柄の発行会社に関するインサイダー取引規制等（金融商品取引法第166条「会社関係者の禁止行為」および同法第167条「公開買付者等関係者の禁止行為」に規定される上場会社等の業務等に関する重要事実および公開買付け等事実の公表前の当該関係者による取引禁止規制）の適用を受けません。

（５）逆指値注文の受託制限

以下に掲げる一定の事由が発生した場合は、逆指値注文の受託ができない場合があります。なお、すべての事例を網羅するものではありません。

- ①天災地変、戦争、政変、金融商品取引所の閉鎖
- ②当社のシステム障害等
- ③法令・諸規則等の変更により逆指値注文に制限や規制が課せられた場合
- ④売買状況等（相場操縦等の疑念）から当社が異常な注文と判断した場合
- ⑤その他、不可抗力により受託が行えないと当社が判断した場合

（６）逆指値注文の失効および有効期間

日興イーजीトレードで行う逆指値注文に関しては、注文の際に有効期間（「当日中」「今週中」「期間指定」のうちのいずれか）を指示していただきますが、この期間内においても、権利処理やコーポレート・アクションその他一定の事由の発生により逆指値注文が自動的に失効となる場合がありますのでご注意ください。

逆指値注文の有効期間が過ぎた場合や逆指値注文が自動的に失効となった場合には、お客様の意思に基づきあらためて注文等のご対応をしていただく必要がありますのでご注意ください。

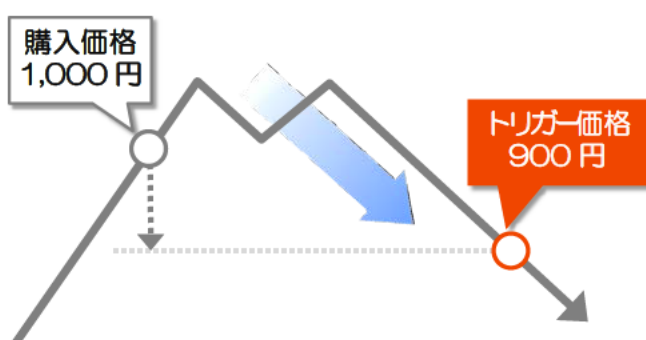
1. 逆指値注文とは

逆指値注文とは、一般的に、株価等がお客様の指示した一定の価格条件に到達した時に直ちに発注する旨の条件が付された注文です。

具体的には、以下のような場合に逆指値注文を活用することが可能です。

※以下は逆指値注文の活用方法を説明するための例であり、逆指値注文を利用することで、その注文価格をもって損失または利益が確定するものではありません。

(1) 損失拡大を回避（ロスカット）したい場合



例えば、お客様が購入した銘柄の購入価格が1,000円であるとき、「900円になったら成行で売却する」という注文が行えます。

お客様が保有する銘柄について、損失拡大を回避するリスク・コントロールが可能となります。

※ただし、上記の例においては、900円の時点で成行売り注文が発注されるので、当該銘柄の流動性（板状況等）によっては実際に売却できる価格が900円を大幅に下回る場合があります。

また指値で注文した場合は、約定が成立しない可能性もあります。

(2) 利益を確定したい場合



例えば、お客様が購入した銘柄（購入価格：800円）が高値を更新（時価1,000円まで上昇）したとき、「利益確定のため980円になったら980円の指値で売却する」という注文が行えます。

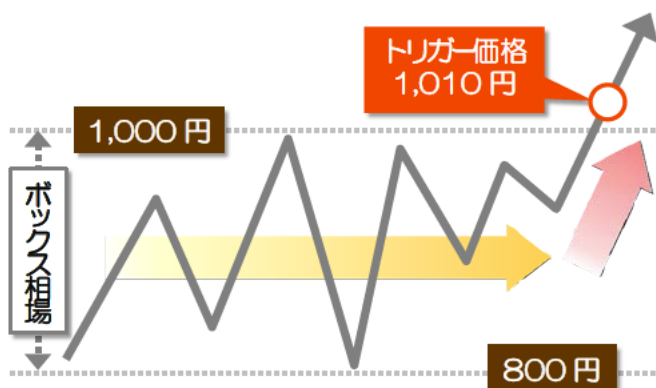
相場が強い限りにおいては継続保有するが、上昇力が弱まった場合は一旦「利益を確定」させることが可能となります。

※ただし、上記の例においては、980円の時点で980円の指値で売り注文が発注されますが、当該銘柄の流動性（板状況等）によっては980円で一部または全部が売却できな

い可能性があります。

また成行で注文した場合は、実際に売却できる価格が980円を大幅に下回る場合があります。

(3) 相場変動に追従したい場合



例えば、お客様が注目する銘柄がボックス相場（高値：1,000円、安値：800円）を形成しているとき、「当該ボックス相場の高値を更新する1,010円になったら成行で買付けする」という注文が行えます。

注目銘柄の相場を常にウォッチすることなく、チャートが節目を抜けた場合等に自動的に相場に追従することが可能となります。

※ただし、上記の例においては、1,010円の時点で成行の買い注文が発注されますが、当該銘柄の流動性（板状況等）によっては、実際に買付けできる価格が1,010円を大幅に上回る場合があります。

また指値で注文した場合は、約定が成立しない可能性もあります。

2. 逆指値注文の取扱い

日興イーリートレードでは、金融商品取引所の売買立会による普通取引の委託注文として逆指値注文を受託します。

また、日興イーリートレードで受託する逆指値注文は、以下のお取扱いとなります。

(1) 取引の種類

「現物取引による売買注文」および「信用取引による新規注文、返済注文」をお取扱いいたします。

(2) 対象有価証券

国内の金融商品取引所に上場する「株式（普通株）」、「優先出資証券」、「投資信託受益証券」および「投資証券」のうち、日興イーリートレードでお取扱いが可能な有価証券を対象とします。

ただし、一部、逆指値注文が受託できない銘柄があります（以下、注文対象となる銘柄を「対象銘柄」といいます）。

(3) 対象金融商品取引所

東京証券取引所、名古屋証券取引所を対象とします。

(4) 手数料等

逆指値注文を受託するにあたり、別途、特別な手数料等は発生いたしません。実注文の約定に対して、当社所定の手数料等をお支払いいただきます。

当社所定の手数料等につきましては、お客様へ別途交付する「上場有価証券等書面」または、日興イーリートレード信用取引をご利用の場合は「信用取引の契約締結前交付書面（インターネット取引）」をご確認ください。

(5) 受渡し

通常の取引所取引における委託注文の約定にかかる受渡しと同様です。

(6) 金額・数量による受託制限

- ①「現物取引による買付注文」および「信用取引による新規注文」については、当社所定の買付可能額または新規建可能額を超える注文は受託できません。
- ②「現物取引による売却注文」および「信用取引による返済注文」については、当社でお預りしている残高または建玉の数量を超える注文は受託できません。
なお、同一銘柄について、別途注文を行っている場合は当該注文数量を控除した数量の範囲内となります。
- ③当社が取引管理上、取決めている数量または注文概算金額の上限を超える注文は受託

できません。

（7）注文の有効期間

逆指値注文の有効期間は、通常注文と同様に「当日中」「今週中」「期間指定」のうちのいずれかをお客様に指示していただきます。

注文の有効期間最終日の後場引け（以下、「大引け」といいます）までの間にトリガー価格に到達しなかった場合は、大引けをもって逆指値注文は失効となります。

（8）実注文の取扱い

- ①実注文の有効期間は、「当日中」「今週中」「期間指定」のうちのいずれかの指示に従います。実注文が「出来ズ（不出来）」または「内出来」となった場合は、当該未約定となった部分について、注文の繰り越しは行いません。
- ②実注文の注文単価は、「指値」または「成行」の指示に従います。なお、「指値」の場合の執行条件は、「指成（指値出来ずば引け成行）」のみお取扱いいたします。「寄付」や「引け」に執行することを条件とする注文はお受けできません。

（9）引けのトリガー価格（引値・気配値含む）到達時の取扱い

当社における各金融商品取引所への注文発注時間は、前場または後場の売買立会終了時間で締切りとなります。

このため、前場引けにトリガー価格に到達した場合は、後場の注文として実注文が発注されます。

また、注文の有効期間中の大引けにトリガー価格に到達した場合は、翌営業日の注文として実注文が発注されます。ただし、注文の有効期間最終日の大引けにトリガー価格に到達した場合は、大引けをもって逆指値注文は失効となることから、翌営業日に実注文が発注されることはありません。

（10）注文の失効

権利処理やコーポレート・アクションの発生、金融商品取引所等の規制その他当社が定める一定の事由により、注文の有効期間中においても逆指値注文が失効となる場合があります。

（11）株式約定通知メールの取扱い

当社の提供するEメールサービス「株式約定通知メール」をお申込みいただいている場合は、お客様が注文した逆指値注文のトリガー価格に株価等が到達し実注文が発注された際、数分以内に電子メールでその旨を通知します。

なお、同Eメールサービスをお申込みいただいている場合に、この通知を配信しない設定はできません。

3. 逆指値注文の注文方法

日興イーリートレードで行う逆指値注文は、通常注文とは異なる専用の画面を通じて注文を行っていただきます。

(1) 注文の際の指示事項

逆指値注文を行う際は、通常注文の指示事項に加え、トリガー価格を指示していただきます。

なお、トリガー価格到達の判断には、金融商品取引所が提示する「約定値段」のほかに「特別気配値段」、「連続気配値段」も含まれます。

(2) トリガー価格の指示方法

トリガー価格は、株価および始値または前日終値からの価格差を条件として、以下のように指示することができます。

トリガー価格の指示パターン	指示内容の例
① 株価で指示する場合	(買いの場合) 「株価が〇〇円以上になったら」実注文を発注 (売りの場合) 「株価が〇〇円以下になったら」実注文を発注
② 始値からの価格差で指示する場合	「始値+〇〇円以上になったら」または 「始値-〇〇円以下になったら」実注文を発注
③ 前日終値からの価格差で指示する場合	「前日比+〇〇円以上になったら」または 「前日比-〇〇円以下になったら」実注文を発注

※②③の「始値」または「前日終値」は、注文の有効期間開始日から終了日までの間の日々の「始値」または「前日終値」の値が基準となります。

例えば、注文の有効期間に「今週中」を指示して注文が翌営業日に繰り越された場合は、「始値」または「前日終値」も新たに翌営業日の値が基準となります。注文の有効期間開始日の値が有効期間最終日まで適用されるわけではありませんのでご注意ください。

(3) 逆指値注文の「取消」および「訂正」

通常注文と同様に、逆指値注文の「取消」は可能です。なお、逆指値注文の注文時と同様、「取消」も日興イーリートレードでのみお取扱いいたします。

また、逆指値注文の各種指示事項にかかる「訂正」に関してはお受けしておりませんので、一旦注文を「取消」していただき、あらためてご注文ください。

4. 免責事項

当社では、日興イーリートレードでお客様から受託した逆指値注文について、対象銘柄の株価等がトリガー価格に到達した場合には、直ちに実注文を金融商品取引所に発注することとしておりますが、以下に掲げる事由により、お客様が被る損害および損失については、当社が免責されることに異議なく了承していただきます。

なお、当社が免責されない場合においても、事由の如何にかかわらず、当社がお客様に賠償すべき損害および損失は、お客様に発生した直接の損害および損失に限り、得べかりし利益その他お客様に発生した間接的な損害および損失については、当社は一切その責を負わないことに異議なく了承していただきます。

（１）受託または執行に應じ得ない事由の発生による免責事項

「はじめに」枠内の「3.（5）逆指値注文の受託制限」に掲げる事由等（不可抗力により当社が逆指値注文を受託できない場合等）の発生により、お客様の逆指値注文にかかる「注文の受託」または「実注文の執行」に当社が応じ得ないことにより生じたお客様の損害および損失

（２）約定の不確実性による免責事項

「はじめに」枠内の「3.（2）約定の不確実性等」に起因する、お客様の逆指値注文にかかる実注文の「予期しない価格での約定」や「約定の不成立」等により生じたお客様の損害および損失

（３）引けのトリガー価格（引値・気配値含む）到達による免責事項

「2.（9）引けのトリガー価格（引値・気配値含む）到達時の取扱い」において、対象銘柄の株価等がお客様の指示したトリガー価格（引値・気配値含む）に到達しても直ちに実注文が発注されないことにより生じたお客様の損害および損失

（４）金融商品取引所の株価情報の配信および約定処理の遅延による免責事項

各金融商品取引所が設置する電子計算機等を利用した取引システムの故障、誤作動および当社と金融商品取引所間の通信回線の障害等（取引所に原因がある場合に限り）の発生により、金融商品取引所が提供する株価情報の配信や約定処理が遅延することとなり、当社において、お客様が指示するトリガー価格到達の判断や実注文の発注タイミングの遅延により生じたお客様の損害および損失

（５）逆指値注文の失効や有効期間の経過による免責事項

「2.（7）注文の有効期間」に記載する有効期間が過ぎた場合や、「2.（10）注文の失効」に記載する一定の事由が発生した場合に、逆指値注文が失効することにより生じたお客様の損害および損失

(6) その他の免責事項

当社の故意または重過失によらない一連の当社のコンピューターシステムの故障、誤作動、通信回線の障害などお客様の逆指値注文に関係する一切のシステムにかかる障害により生じた損害および損失

以上

(2020年12月)